

幕別町コミュニティバス運行事業者の選定について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成25年3月22日

幕別町地域公共交通確保対策協議会  
会長 高橋 平明

## 1 幕別町コミュニティバスの概要

### (1) 名称

幕別町コミュニティバス（以下「コミバス」という。）

### (2) 運行路線

幕別線、札内線の2路線

### (3) 事業主体

運行に関する事業主体は運行事業者とする。幕別町（以下「町」という。）は、運行事業に要する経費の一部を補助し、住民の利便性の向上など、運行に関する事項について事業者と協議し、必要な措置等について指示する。

### (4) 運行の目的

幕別・札内両市街地をそれぞれ循環し、高齢者等交通弱者の交通機関の確保を図ることを目的とする。

### (5) 運行期間

平成25年10月1日から平成30年9月30日まで

※ 本業務期間における運行事業者の業務について、特段の事情がない場合は、期間満了年度以降も運行業務協定を締結するものとする。

（運行経費見積の際の運行期間は、平成25年10月1日から平成26年9月30日までの1年間で見積りしてください。）

### (6) スケジュールの概要

コミバスの運行に係る調整・許認可申請を行い、平成25年10月1日から運行を開始する。

### (7) 運行形態

道路運送法第4条による一般乗合旅客自動車運送事業

### (8) 運行内容等（予定）

- ① 運行路線は、幕別線及び札内線の2路線で、別紙路線図のとおりとする。
- ② 運行日は、原則として毎日運行とする。
- ③ 運行時間は、別紙時刻表のとおりとする。
- ④ バス停留所は、幕別町が設置するバス停留所を使用するものとする。
- ⑤ 乗車料金等は、中学生以上100円、小学生50円、乳幼児無料、通学のために利用する小中学校の児童生徒無料とする。

- ⑥ 幕別線の路線延長は 9.2km、札内線の路線延長は 27.7km とする。
  - ⑦ 平成 24 年度の試験運行の結果については、町ホームページを参照してください。
- ※ 上記①～⑦までの記載は、提案書様式 5 作成の前提条件であり、平成 25 年 10 月 1 日からの運行内容は、町と協議の上、決定する。

(9) 運行車両（予定）

- ① 運行車両は、地域公共交通確保維持改善事業（車両原価償却費等国庫補助金）の基準に適合したものとし、同補助金の交付を受けて運行事業者が新たに購入するものとする。
  - ② 運行車両の減価償却期間は 5 年間とする。
  - ③ 運行車両の仕様等は、幕別町コミュニティバス運行事業者選定の提案仕様書のとおりとする。
  - ④ 事故や故障の場合、即座に対応できる予備車両を確保するものとする。
- ※ 上記①～④までの記載は、提案書様式 5 作成の前提条件であり、平成 25 年 10 月 1 日からの運行車両は、町と協議の上、決定する。

(10) 運行の中止

積雪、天災、その他事業者の責によらない事由により、運行区間の全部又は一部が運行不能の場合は、事業者は町と協議の上、運行を中止することができるものとする。

(11) 緊急時（事故発生等）の対応

天災、交通事故、その他やむを得ない理由により、運行に支障が生じ、又は生じるおそれがあるときは、直ちに町に連絡するとともに適切な処置を取ること。

## 2 業務内容

運行業務に必要な経費（人件費、車両購入費、燃料費、修繕費、租税及び保険料等）は運行事業者において支弁し、町は運行経費の一部を補助金として運行事業者に支払うものとする。業務の内容は概ね次に掲げる業務とする。ただし、業務内容を変更、追加することがある。

- (1) 乗合運行として必要な業務（運賃の徴収管理、回数券の販売、乗客の安全確保、移動制約者の乗降補助、ダイヤ管理、車内アナウンス及び緊急時対応等）、運行期間中の運行に係る備品の保管及び管理に係る業務
- (2) バス運行に関する許認可申請に係る業務（運行区間及び運行ダイヤ等の変更に伴う申請を含む。）
- (3) 国庫補助金の申請等に係る業務
- (4) 運行期間内における町との各種検討及び調整に係る業務
- (5) 運行に関する各種調査に係る協力

## 3 運行に係る経費の負担

運行に係る経費の負担は、公共工事設計労務単価等により積算した当該路線の運行に関する幕別町の予算の範囲内で、次のとおりとする。

負担額＝（運行経費見積額と業務期間における運行経費のうち、いずれか少ない額）  
－当該路線に係る収入額\*

ただし、燃料費の高騰など運行事業者の責に帰さないやむを得ない事由により運行経費が増加した場合は、別途協議するものとする。

※ 地域公共交通確保維持改善事業の補助金を受けて運行するものとし、運行に当たっては「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」を、車両購入に当たっては「車両原価償却費等国庫補助金」を活用するものとする。

#### 4 選定方式

公募型プロポーザル方式とする。

#### 5 提案者の資格要件

次に掲げる全ての要件を満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の一般競争入札に参加させることができない者又は同条第 2 項の一般競争入札に参加させないことができる者に該当しないものであること。
- (2) 幕別町の入札参加資格者名簿に登録されていることを要しないが、登録されている場合には、参加表明書等の提出期間の最終日までの間において、幕別町から指名停止の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、当該申立てがなされて者とみなす。
- (4) 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 4 条第 1 項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けている者で、運行開始までに確実に運行に必要な手続きを行える能力を有する者であること。
- (5) 営業所の所在地として、北海道運輸局公示第 44 号に規定する営業所及び自動車車庫を幕別町又は帯広市のいずれかに有する、又は本業務の実施に当たり有する見込みの者であること。
- (6) 事故の発生により、業務の遂行に障害が発生した場合には、乗客の安全確保や各種関連機関への連絡、代替車両の手配など、速やかな対応が可能な者であること。
- (7) 「幕別町コミュニティバス運行事業者選定の提案仕様書」に基づく業務を行うことができること。

#### 6 審査

- (1) 第一次審査（書類審査）

提案書により、一般乗合旅客運送事業の実績、自治体等の運行委託の実績、施設概

要、運行経費見積額を審査する。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

準備業務、管理体制、運行内容の企画提案について、プレゼンテーション及びヒアリングにより審査し、第一次審査の得点を加算した上で、最優秀者及び次点者を選定する。

## 7 手続等

(1) 事務局

幕別町地域公共交通確保対策協議会事務局（幕別町企画室企画情報担当）

住 所：〒089-0692 北海道中川郡幕別町本町130番地

電 話：0155-54-6610（企画室直通）

F A X：0155-54-3727

E-mail：kikakutanto@town.makubetsu.lg.jp

(2) 関係資料の交付

本プロポーザルに参加するために必要となる「参加表明書等」、「提案書」などの関係書類と「幕別町コミュニティバス運行事業者選定の提案仕様書」は、次のとおり交付する。

- ① 交付場所 事務局
- ② 交付方法 事務局において配布又は幕別町のホームページからダウンロード  
(幕別町ホームページURL：<http://www.town.makubetsu.lg.jp/>)
- ③ 交付期間 平成25年3月22日（金）から平成25年4月5日（金）まで  
※事務局での交付時間：土曜日、日曜日を除く午前9時から午後5時まで

(3) 質疑及び回答

- ① 提出期限 平成25年3月28日（木）午後5時まで
- ② 提出場所 事務局
- ③ 提出方法 電子メール
- ④ 回答 質疑に対する回答は、平成25年4月2日（火）午後5時に、質疑書を提出した者全員に、質疑書に記載されたメールアドレスに電子メールにて回答し、幕別町ホームページに記載する。

(4) 参加表明書等の提出

- ① 提出期限 平成25年4月5日（金）午後5時まで
- ② 提出場所 事務局
- ③ 提出方法 持参又は郵送  
※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日を除く午前9時から午後5時までとする。  
※郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法によるものに限る。

(5) 提案書の提出

- ① 提出期限 平成25年4月12日（金）
- ② 提出場所 事務局
- ③ 提出方法 持参又は郵送

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

※郵送の場合は、簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法によるものに限る。

**8 その他の事項**

- (1) 参加表明書、提案書等の作成に係る費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提案書のプレゼンテーション及びヒアリングに参加しなかった場合は無効とする。
- (3) 詳細は、別添「幕別町コミュニティバス運行事業者選定実施要領」等による。